

## 予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

## 事業名 食品衛生指導員活動費補助金（単補）

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 食品指導係 電話番号：058-272-1111(内3418)

E-mail : c11222@pref.gifu.lg.jp

## 1 事 業 費

1,100 千円 (前年度予算額：

1,100 千円)

## &lt;財源内訳&gt;

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 源
前年度	1,100	0	0	0	0	0	0	0	1,100
要求額	1,100	0	0	0	0	0	0	0	1,100
決定額									

## 2 要 求 内 容

## (1) 要求の趣旨（現状と課題）

食中毒等の食品に係る事故防止については、県による食品営業許可施設の監視指導のほか、食品等事業者が自主的に衛生管理に取り組んでいく必要がある。

食品等事業者が行う自主的な衛生管理に対し、（公社）岐阜県食品衛生協会が食品営業施設への巡回指導、衛生講習会等の各種事業を行い支援している。

これらの事業について、県との整合性を図りながら、技術的な助言を含め支援を行い、地域の食品衛生の向上を推進していく必要がある。

また、平成27年度の廃棄食品の不適正流通事案を受け、食品衛生協会に休業状態にある施設の把握や情報提供等の協力を求め、連携を強化することで、不適正事案の発生を未然に防止する。

さらに近年、多発するノロウイルス食中毒について、適正な手洗いが重要なことから、巡回指導等において手洗いについての啓発・指導し、ノロウイルス食中毒の発生を未然に防止する。

このような指導員活動を効率的、効果的に実施するためには、指導員の資質向上が重要であり、継続的な指導員育成が必要である。

## (2) 事業内容

(公社)岐阜県食品衛生協会が行う食品衛生の専門知識のある食品衛生指導員による食品等事業者への食品衛生思想の普及及び食品の品質向上のための各種事業に対し補助

補助の対象となる事業等

- ア 施設の巡回指導
- イ 食品従事者への教育指導
- ウ 衛生講習会の開催
- エ 消費者との三者懇談会
- オ 指導員育成研修会（食中毒予防、手洗いマイスター、コンプライアンス研修等）

## (3) 県負担・補助率の考え方

県が認可した公益法人に対する活動補助であることから県が全額負担

## (4) 類似事業の有無

無

### 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,100	食品衛生指導員の活動に対する補助
合計	1,100	

## 決定額の考え方

# 県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

## (事業内容)

補助事業名	食品衛生指導員活動費補助金
補助事業者(団体)	(公社)岐阜県食品衛生協会
補助事業の概要	<p>(目的) 県が実施すべき食品営業者等への指導・啓発をより効果的なものとする。</p> <p>(内容) 食品衛生指導員による食品関係事業者への食品衛生思想の普及及び食品の品質向上のための各種事業に対し補助</p>
補助率・補助単価等	<p><b>定額・定率・その他</b> (例:人件費相当額)</p> <p>(内容) 1,100千円</p> <p>(理由)</p>
補助効果	食品事業者が自主的に衛生管理に取組むことにより、地域の食品衛生の向上を図る。
終期の設定	<p><b>終期 令和10年度</b></p> <p>(理由) 目標達成状況や社会情勢等を踏まえ検討</p>

## (事業目標)

### ・終期までに何をどのような状態にしたいのか

(公社)岐阜県食品衛生協会が実施する食品衛生指導員活動を支援し、営業者による自主管理体制の充実を図ることにより、食品に起因する健康危害の発生防止を行う。

## (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R )	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R5)	達成率
① 巡回指導施設数(指導員数×35)	-	26,628	22,190	22,190	22,190	100% (推計値)

補助金交付実績 (単位:千円)	R元年度	R2年度	R3年度
	1,100千円	1,100千円	1,100千円

## (これまでの取組内容と成果)

令和2年度	県では食品衛生法に基づき、県内約21,800施設の食品関係施設に対し、食品衛生監視員による監視指導（立入検査等）が必要であるが、現状ではすべての施設の監視指導は、人的要因から困難である。食品衛生監視員による監視指導は、平成16年度から県が作成する監視指導計画に基づき、食品による健康危害発生度に応じ施設の業種毎に監視回数を定め実施している。食品衛生指導員による食品営業施設への巡回指導は、行政による監視指導で手薄になる箇所を補うものとして有効な手段であり、自主管理体制の充実が図られた。
	指標① 目標：22,785 実績：27,575 達成率：121 %
令和3年度	県では食品衛生法に基づき、県内約21,800施設の食品関係施設に対し、食品衛生監視員による監視指導（立入検査等）が必要であるが、現状ではすべての施設の監視指導は、人的要因から困難である。食品衛生監視員による監視指導は、平成16年度から県が作成する監視指導計画に基づき、食品による健康危害発生度に応じ施設の業種毎に監視回数を定め実施している。食品衛生指導員による食品営業施設への巡回指導は、行政による監視指導で手薄になる箇所を補うものとして有効な手段であり、自主管理体制の充実が図られた。
	指標① 目標：21,035 実績：26,628 達成率：127 %
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加  指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %

## (事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 2	食品衛生の専門知識のある食品衛生指導員による食品営業施設への巡回指導は、行政による監視指導で手薄になる箇所を補うものとして非常に有効である。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100%） 0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満）	
(評価) 2	営業者による自主管理体制の充実が図られ、食品に起因する危害の発生防止に有効な事業となっている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	食品衛生指導員は、食品衛生指導員研修会等を通じて、食品衛生に関する最新の知識を習得することにより、効果的な巡回指導を行っている。

## (今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 食品衛生指導員に対して、食品衛生に関する最新の知識の普及に努める。特に、食品衛生法の改正に伴い、HACCPに関する知識の普及は急務である。	

## (次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 引き続き（公社）岐阜県食品衛生協会が実施する指導員活動を支援し、営業者による自主管理体制の充実を図ることにより、食品に起因する危害の発生防止に努める必要がある。	